

障がい者（児）

福祉のてびき



聴覚障害者マーク
聴覚障害者標識



身体障害者マーク
身体障害者標識



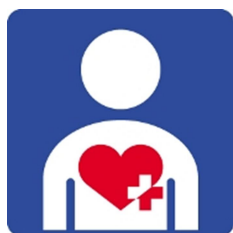
障害のある人のための
国際シンボルマーク



手話マーク



オストメイトマーク



ハート・プラスマーク



「白杖SOSシグナル」
普及啓発シンボルマーク



筆談マーク

小浜市地域福祉課

令和 8 年 9 月 改訂

目 次

手帳制度	1
------	---

1. 医療費の助成

医療費無料化対策	2
----------	---

2. 自立支援医療制度

自立支援医療(更生・育成・精神通院)	2
--------------------	---

更生医療の給付対象	3
-----------	---

育成医療の給付対象	4
-----------	---

3. 年金・手当

障害年金(公的年金の障害給付)	5
-----------------	---

特別障害者手当	5
---------	---

障害児福祉手当	5
---------	---

特別児童扶養手当	5
----------	---

重度心身障害児(者)福祉手当	6
----------------	---

心身障害者扶養共済	6
-----------	---

4. 税金・公共料金

所得税控除・市民税控除	6
-------------	---

医療費控除	7
-------	---

自動車税、自動車取得税減免	7
---------------	---

NHK受信料減免	7
----------	---

携帯電話料金の割引	7
-----------	---

5. 交通・自動車

電車運賃割引・航空運賃割引	8
---------------	---

タクシー・バス料金割引	8
-------------	---

福祉タクシー・リフトタクシー	8
----------------	---

有料道路通行料金割引	9
------------	---

駐車料金減免	9
--------	---

ハートフル専用パーキング利用証制度	9
-------------------	---

6. 補装具・日常生活用具

補装具交付	10
-------	----

日常生活用具の給付	10
-----------	----

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	10
---------------------	----

補装具の種類及び金額	11～12
------------	-------

主な日常生活用具一覧表	13～15
-------------	-------

小児慢性特定疾病児童日常生活用具一覧表	16～17
---------------------	-------

7. 障がい福祉サービス

障がい福祉サービス	18
-----------	----

指定難病の方について	18
------------	----

高額障害福祉サービス等給付費	18
----------------	----

高額障害児通所給付費	18
------------	----

8. その他の助成・支援

住宅改造助成	19
--------	----

手話・要約筆記奉仕員派遣事業	19
----------------	----

生活福祉資金の貸付・新マル優制度	19
------------------	----

施設の使用料・利用料金の割引	19
----------------	----

医療保険について	20
----------	----

ヘルプマーク	20
--------	----

9. 相談窓口・関係者連絡先

市が委託している相談窓口・関係団体	21
-------------------	----

小浜市身体・知的障がい者相談員	22
-----------------	----

ボランティアサークル	22
------------	----

各種申請 必要なもの一覧	23
--------------	----

計画相談支援・障害児相談支援	24
----------------	----

地域相談支援	24
--------	----

障害福祉サービス一覧【訓練等給付】	24
-------------------	----

障害福祉サービス一覧【介護給付】	25
------------------	----

障害児通所支援一覧	26
-----------	----

地域生活支援事業	26
----------	----

障がい(児)福祉サービス事業所一覧	27～30
-------------------	-------

地域生活支援事業事業所一覧	31
---------------	----

障害者総合支援法の対象疾病一覧	32～33
-----------------	-------

その他(自動車税減免)	34～37
-------------	-------

防災カードを作成しよう	38～39
-------------	-------

手帳制度

1 身体障害者手帳

内 容	
視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく機能・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能に障がいのある方に交付されます。 手帳の等級は、障がいの程度により１級から６級までの区分があります。	
手 続	申請に必要なもの
新規交付	・手帳交付申請書 ・マイナンバーが確認できるもの ・指定医師診断書（申請日より３ヶ月以内に作成されたもの） ・写真（タテ 4cm×ヨコ 3 cm） ・写真付き身分証明書等（身元確認ができるもの）
再交付	障がいの程度変更
	・手帳再交付申請書 ・マイナンバーが確認できるもの ・指定医師診断書（申請日より３ヶ月以内に作成されたもの） ・写真（タテ 4cm×ヨコ 3 cm） ・写真付き身分証明書等（身元確認ができるもの）
	紛失・破損 （写真が古くなった場合を含む）
	・手帳再交付申請書 ・マイナンバーが確認できるもの ・写真（タテ 4cm×ヨコ 3 cm） ・写真付き身分証明書等（身元確認ができるもの）
※写真は正面を向き、顔がはっきりわかるもの。帽子、サングラス等は不可。原則１年以内に撮影したもの。 ※代理人申請では、家族が申請する場合は家族の身分証明書、それ以外の場合は所定の様式の委任状が必要です。 ※転居された場合や氏名を変更された場合には、変更の手続が必要です。 ※手帳の交付を受けた方が死亡されたとき、障がいの程度が該当しなくなったときは、手帳を返還してください。	

2 療育手帳

内 容	
知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態にある方に交付されます。 18 歳未満の方は福井県嶺南振興局敦賀児童相談所、18 歳以上の方は福井県障がい福祉・精神保健相談所の判定によります。 手帳の等級は、障がいの程度により A1(最重度)、A2(重度)B1(中度)、B2(軽度)の区分があります。	
手 続	申請に必要なもの
新規交付	・手帳交付申請書 ・相談記録票 ・写真（タテ 4cm×ヨコ 3 cm）
更新 （再判定時期・障がいの程度変更）	・手帳再交付申請書 ・相談記録票 ・写真（タテ 4cm×ヨコ 3 cm）・手帳(写)
再交付 （紛失・破損）	・手帳再交付申請書 ・写真（タテ 4cm×ヨコ 3 cm）
※代理人申請では、家族が申請する場合は家族の身分証明書、それ以外の場合は所定の様式の委任状が必要です。 ※本人又は保護者の氏名や住所を変更された場合には、届け出が必要です。 ※手帳の交付を受けた方が死亡されたとき、障がいの程度が該当しなくなったときは、手帳を返還してください。	

3 精神障害者保健福祉手帳

内 容	
精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されます。統合失調症、そううつ病、非定形精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病、及びその他の精神疾患の全てが対象となりますが、知的障がいは含まれません。 手帳の等級は、障がいの程度により１級から３級の区分があります。	
手 続	申請に必要なもの
新規交付 更新	・申請書 ・マイナンバーが確認できるもの ・医師の診断書（申請日より３ヶ月以内に作成されたもので、初診日から６ヶ月以降のものに限る）又は精神障がいを支給事由とする障害年金、または特別障害給付金を現に受けていることを証明する書類の写し ・写真（タテ 4cm×ヨコ 3 cm、脱帽、上半身が写ったもの、原則１年以内に撮影したもの） ※更新手続にも必要な場合があります。
※有効期間は２年であるため更新手続が必要となります。 ※代理人申請では、家族が申請する場合は家族の身分証明書、それ以外の場合は所定の様式の委任状が必要です。） ※本人住所又は氏名を変更したときは、変更の手続が必要です。 ※本人が死亡したとき、または、障がい等級に該当する精神障がいの状態がなくなったときは、手帳を返還してください。	

障がい者福祉制度のいろいろ

1. 医療費の助成

◎医療費無料化対策（重度障がい者（児）医療費助成）

医療費（医療保険診療分および食事療養費）を公費によって助成します。

【対象者】・身体障害者手帳 1～3 級：全額助成

・療育手帳：手帳の医療無料化欄が「該当」：全額助成

・精神障害者保健福祉手帳：1～2 級の所持に加えて、
自立支援医療（精神通院）受給者は通院のみ全額助成

※診療月 2 ヶ月後の月末頃に指定の口座へお振込みします。

※本人および家族の所得によって支給制限があります。

※0 歳～高校 3 年生までは医療機関での窓口支払が無料です。

2. 自立支援医療制度

◎自立支援医療

<更生医療>

身体障がい者の障がい除去・軽減する手術等の治療によって改善が期待できる方に対して医療費の一部を公費で負担する制度です。

必ず手術日までに申請をしてください。

<育成医療>

18 歳未満で身体に障がいや疾患があり、そのまま放置しておくと将来障がいが残る可能性があるが、手術等の治療で障がいの改善が期待できる方に対して、医療費の一部を公費で負担する制度です。

必ず手術日までに申請をしてください。

<自立支援医療（精神通院）>

精神疾患で通院・服薬されている方の医療費・薬代の一部を公費で負担する制度です。

※更生医療、育成医療の給付対象は P3～4 にてご確認ください。

※所得に応じて自己負担上限額があります。

更生医療の給付対象

障 害 区 分	原 因	疾 患 等	標 準 的 な 治 療 内 容 等
視覚障害		白内障 網膜剥離 瞳孔閉鎖症 角膜混濁	白内障手術（水晶体摘出手術、摘出後の人口レンズ埋め込み術） 網膜剥離術（光凝固術） 虹彩切除術、虹彩癒着剥離術 角膜移植術
聴覚 平衡機能障 害		外耳性難聴 鼓膜穿孔 感音性難聴	外耳道形成術 穿孔閉鎖術 人工内耳埋込術
音声・言語 そしゃく 機能障害		口唇裂、口蓋裂 唇顎口蓋裂 外傷性等の発音構語障害	口唇・口蓋形成術 歯科矯正治療 形成術
肢体不自由		関節拘縮 関節硬直 不良切断端 瘢痕拘縮	関節形成術・固定術 人工関節置換術等、骨切り術 義肢装着の為の断端形成術、断端延長術 皮膚弁移植術、作成術
内部障害	心 臓 機 能 障 害	先天性心疾患 後天性心疾患 心筋梗塞、狭心症 洞不全症候群 完全房室ブロック	弁口、心室心房中隔に対する手術（開 心根治術、欠損孔閉鎖術） 冠動脈バイパス術 ペースメーカー埋込み術 （ジェネレーター交換術） 心移植術 移植術後の免疫抑制療法
		じん臓機能障害	人工透析療法 シャント設置(形成)術 シャント部分の炎症、血栓に対する治療 腎移植術 移植後の免疫抑制療法 移植後の腎生検 腎移植後の不適応による腎摘出術
		小腸機能障害	中心静脈栄養法
		H I Vによる免疫機能障害	抗H I V療法 免疫調整療法 その他H I V感染症に対する治療
		肝臓機能障害	肝臓移植術（抗免疫療法を含む）

※給付対象には身体障害者手帳の所持が必須となりますのでご注意ください。

また、お手続きの方法につきましては、窓口にお問い合わせください。

育成医療の給付対象

障 害 区 分	原 因 疾 患 等		医 療 内 容 等
視覚障害	未熟児網膜症 白内障 先天性緑内障 等		手術
聴覚障害	先天性耳奇形 (聴覚障害があるもの) 等		形成術
言語障害	口蓋裂 等		形成術 口唇口蓋裂に起因する 歯科矯正(通院) 等
肢体不自由	先天性股関節脱臼 脊椎側彎症 くる病(骨軟化症) 等		関節形成術 関節置換術 義肢装着のための 切断端形成術 等
内部障害	心臓機能障害	先天性心疾患 後天性心疾患 等	弁口、心室心房中隔に対する手術 ペースメーカー埋込術
	腎臓機能障害	慢性腎炎 腎不全 等	人工透析療法 腎臓移植術(抗免疫療法を含む)
	肝臓機能障害		肝臓移植術(抗免疫療法を含む)
	小腸機能障害		中心静脈栄養法
	免疫障害	H I V による 免疫機能障害	抗H I V療法 免疫調整療法 その他H I V感染症に対する治療
	その他の先天性内部障害	先天性食道閉鎖症 先天性腸閉塞症 鎖肛、巨大結腸症 尿道下裂、 停留精巣 等	尿道形成、 人工肛門の造設などの外科手術

※お手続き方法につきましては、窓口でお問い合わせください。

3. 年金・手当

◎障害年金（公的年金の障害給付）

公的年金（国民年金、厚生年金等）に加入している方で、65歳までに一定の障がいをもった状態となった方については、障害年金を受給できる場合があります。

詳しくは敦賀年金事務所（0770-23-9904）までお問い合わせください。

◎特別障害者手当

身体障害者手帳1級・2級・療育手帳A1程度の障がいを重複するか、単一の最重度障がいであって常時特別の介護を要する20歳以上の在宅者に対し、手当が支給されます。所定の診断書が必要です。

月額 30,450円

※本人および家族の所得によって支給制限があります。

※施設入所や長期入院（3ヶ月以上）している場合は該当しません。

R8.4月現在
額は随時改定があります

◎障害児福祉手当

身体障害者手帳1級、療育手帳A1程度の障がいを持ち、常時介護を要する20歳未満の在宅児に対し手当が支給されます。所定の診断書が必要です。

月額 16,560円

※本人および家族の所得によって支給制限があります。

※施設入所している場合等は該当しません。

R8.4月現在
額は随時改定があります

◎特別児童扶養手当

心身に障がいを持つ20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。

所定の診断書が必要です。

月額 1級 58,450円（障がい児1人につき）

2級 38,930円（障がい児1人につき）

※本人および家族の所得によって所得制限があります。

※施設に入所している場合は該当しません。

R8.4月現在
額は随時改定があります

◎重度心身障害児(者)福祉手当

身体障害者手帳１・２級、療育手帳ＡランクおよびＢランクの一部の方で、障がいによる年金・手当（特別児童扶養手当を除く）および各種公的年金を受けていない方に対し手当が支給されます。

月額 ３，０００円

※本人および家族の所得によって支給制限があります。

◎心身障害者扶養共済

(1)身体障害者手帳１～３級を持つ者、(2)療育手帳を持つ者、(3)精神または身体に永続的な障がいのある方で、その程度が(1)または(2)の者と同程度と認められる者を扶養する６５歳未満の健康な方を加入者とし、生存中に一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡または重度障害になった場合、残された障がい者に終身一定の年金が支払われます。※加入には別途要件があります。

掛金は加入時の年齢によって異なり、２口まで掛けることができます。

給付金は１口加入者 月額２０，０００円（２口 ４０，０００円）です。

４．税金・公共料金

◎所得税控除

確定申告や年末調整において手続きを行うことで、特別障害者（身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａランク、精神障害者保健福祉手帳１級）本人または特別障害者を扶養している方は４０万円控除されます。

普通障害者（身体障害者手帳３～６級、療育手帳Ｂランク、精神障害者保健福祉手帳２・３級）本人または普通障害者を扶養している方は２７万円控除されます。

特別障害者を扶養している場合、同居していると更に３５万円控除されます。

詳しくは小浜税務署（５２－１００８）までお問い合わせください。

◎市民税控除

確定申告や年末調整において手続きを行うことで、特別障害者（身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａランク、精神障害者保健福祉手帳１級）本人または特別障害者を扶養している方は、３０万円控除されます。

普通障害者（身体障害者手帳３～６級、療育手帳Ｂランク、精神障害者保健福祉手帳２・３級）本人または普通障害者を扶養している方は２６万円控除されます。

特別障害者を扶養している場合、同居していると更に２３万円控除されます。

詳しくは小浜市役所税務課（６４－６００４）までお問い合わせください。

◎医療費控除

おむつ、ストマ装具等、在宅療養看護のために自己負担した費用は医療費控除の対象となります。確定申告の際に証明書と領収書が必要になります。

詳しくは小浜税務署（５２－１００８）までお問い合わせください。

◎自動車税、自動車取得税減免

障がいの部位および等級により、自家用車の自動車税・自動車取得税の減免が受けられます。

《問合せ先》

- ・軽自動車……市役所税務課（６４－６００４）
- ・普通自動車…嶺南振興局若狭税務部（５６－２２２２）

詳しくはP３５～３８ページをご確認ください。

◎NHK受信料免除

手帳交付者で下記条件に当てはまる場合、放送受信料が免除されます。

	半額免除 (障がい者の方が世帯主で受信契約者の場合)	全額免除 (障がい者の方を世帯構成員に有する場合)
身体	視覚・聴覚障がい者（等級は問いません） または重度（１・２級）の身体障がい者	手帳の等級に関わらず 世帯構成員全員が 市町村民税非課税
知的	重度（Ａランク）の知的障がい者	
精神	重度（１級）の精神障がい者	

申請には福祉事務所長の証明が必要です。まずはご相談ください。

証明を受けた後、NHK金沢放送局経営管理企画センターに申請してください。

※ただし、毎年減免要件の調査があり、免除の要件から外れた場合は通常料金となります。

再度免除を受ける場合は、再申請が必要です。（注意…NHK、市からの案内はありません）

◎携帯電話料金の割引

障害者手帳(身体・精神・療育)をお持ちの方は、携帯電話会社各社が行っている電話料金割引サービスを利用することができます。サービス内容は携帯電話会社各社によって異なります。

詳しくは携帯電話会社各社にお問い合わせください。

5. 交通・自動車

◎電車運賃割引

電車利用の際、各種障害者手帳をお持ちの方に対して運賃の割引が適用される場合があります。切符購入時または運賃支払いの際に手帳の提示が必要になります。

※手帳の種類（第1種・第2種）・事業者・路線等によって割引対象や内容が異なりますので、詳細につきましてはお近くの駅窓口にお問い合わせください。

◎航空運賃割引

国内線飛行機利用の際、各種障害者手帳をお持ちの方に対して運賃の割引があります。航空券購入および搭乗手続きの際に手帳の提示が必要になります。

※手帳の種類（第1種・第2種）・事業者・路線等によって割引内容が異なりますので、詳細につきましては航空会社各社にお問い合わせください。

◎タクシー・バス料金割引

タクシー料金について、福井県旅客自動車協会では、各種障害者手帳（要写真貼付）の所持者に対して、走行料金を1割引にしています。

また、バス（あいあいバスを含む）についても、各種障害者手帳の所持者は、1区間から半額になります。

※乗車の際、必ず手帳を提示してください。

◎福祉タクシー・リフトタクシー（初乗り料金の助成）

本市に住所を有する在宅の下記対象者に、小浜市内および福井県タクシー協会加盟会社で利用できるタクシー券（初乗料金を助成）を交付します。

	福祉タクシー（最大30枚／年）	リフトタクシー（最大24枚／年）
身体	身体1級 身体2級（ 下肢・体幹・視覚 ）	常時車椅子を使用する下記の者 身体1級 身体2級（ 下肢・体幹 ）
知的	療育手帳Aランク	—
精神	精神1級・2級	—

なお下記①～③の方は対象となりません。

- ① 自ら自動車等を所有し、かつ運転する者
- ② 障がい者のためにその者と生計を一にする者が所有し、運転する自動車等にかかる自動車税、軽自動車税または自動車取得税のいずれかに減免の措置が講じられている者
- ③ 福祉タクシーまたはリフトタクシー乗車券の交付を既に受けている者

◎有料道路通行料金割引

有料道路を利用される障がい者の方に対して、有料道路利用の際、通常料金の半額を割引するもので、全国の有料道路事業者が統一的に実施しています。

【対象障がい者の範囲】

- (1) 障がい者ご本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付を受けているすべての方

- (2) 障がい者ご本人以外の方が運転され、障がい者ご本人が同乗される場合

身体障害者手帳 または 療育手帳の交付を受けている方のうち、
重度の障がいをお持ちの方

(障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」が第1種となっている方)

【対象自動車の範囲】

○障がい者1人につき1台に限ります。

○障がい者ご本人または本人の親族等が所有するもので、自家用車であることなど制限があります。

【手続きに必要なもの】

1	身体障害者手帳 または 療育手帳	全員
2	自動車車検証	
3	運転免許証（障がい者ご本人が運転する場合）	
4	ETCカード（障がい者ご本人名義） ※家族カード可	ETC を利用する場合 （※更新申請の場合、前回申請時から変更がある場合のみ必要）
5	ETC車載機の管理番号が確認できるもの （ETC車載機セットアップ申込書等）	

◎駐車料金減免

身体障害者手帳1～3級・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者で運転免許証所持者、または第1種障害者手帳、療育手帳Aランク、それに相当する精神障害者保健福祉手帳保持者で介護者の必要な方が、小浜市営駐車場のパスカードを購入して利用する場合、料金が半額となります。

詳しくは小浜市まちの駅（52-2000）までお問い合わせください。

◎ハートフル専用パーキング利用証制度

障害のある人などが利用できるハートフル専用パーキング（身体障害者等用駐車場）を適正にご利用いただくため、利用証（ハートフルパス）を交付します。

詳しくは若狭健康福祉センター福祉課（0770-52-1300）にお問い合わせください。

6. 補装具・日常生活用具

◎補装具

障がい者(児)に対し、障がいによって失われた部位を補う補装具費を支給（購入・修理または借受け）します。補装具の種目はP11～12のとおりです。

原則として費用の1割が自己負担となります。必ず購入前の申請が必要です。

※補装具の種目によっては、申請に合わせて更生相談に参加する必要があります。

相談は月1回開催され、市を通じて開催の3営業日前までに予約する必要がありますので、ご注意ください。

◎日常生活用具

障がい者(児)に対し、日常生活用具を給付または貸与します。

用具の対象者および種目はP13～15のとおりです。

原則として費用の1割が自己負担となります。必ず購入前の申請が必要です。

◎小児慢性特定疾病児童日常生活用具

在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付します。

用具の対象者および種目はP16～17のとおりです。

扶養義務者の収入の状況に応じて費用の一部または全部が自己負担となります。

必ず購入前の申請が必要です。

補装具の種類及び金額

障害区分	種 目	給付限度額	耐用年数	備 考 医：医師の意見書必要 相：更生相談必要	
視覚	視覚障害者安全つえ	2,700～ 5,200 円	2～5	繊維複合材料、木、または軽金属のもの	
	義眼	17,900～ 86,900 円	2	プラスチックまたはガラスのもの	医
	矯正眼鏡	16,900～ 24,000 円	4		医
	遮光眼鏡	22,400～ 31,200 円		網膜色素変性症のため、羞明感をやわらげる必要がある者	医
	コンタクトレンズ	13,000 円		プラスチックのもの	医
	弱視眼鏡	18,600 円～ 38,200 円		掛けめがね式、焦点調節式	医
聴覚	補聴器	高度難聴用ポケット型	5		医
		高度難聴用耳掛型			医
		重度難聴用ポケット型			医
		重度難聴用耳掛型			医
		耳あな型レディメイド		箱型、耳掛型の使用が困難な者 職業上または教育上耳あな型の装用が不可欠である合理的理由がある者	医
		耳あな型オーダーメイド			医
		骨導式ポケット型		伝音性難聴で耳漏が著しい者、または外耳道閉鎖等があり、耳栓またはイヤーマールドの使用が困難な者	医
		骨導型眼鏡型			医
肢体	車椅子	85,000～90,000 円	6	概ね 1、2 級	医
	電動車椅子	393,900～502,300 円	6	電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者	相
	車載用姿勢保持装置 ※	69,900 円	3	体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、乗車中の姿勢を保持するもの	医
	起立保持具	31,700 円		障がい児に限る	医
	歩行器 ※	24,400～ 70,000 円	5		医
	頭部保持具	7,550 円	3	障がい児に限る	医
	排便補助具	10,000 円	2	障がい児に限る	医

障害区分	種 目	給付限度額	耐用年数	備 考 医：医師の意見書必要 相：更生相談必要	
肢 体	歩行補助つえ	3,800～27,600 円	2～4	多点杖、松葉杖等	医
	義肢 ※	各部品により異なる	各部品により異なる	義手・義足等	相
	装具 ※			短下肢装具、長下肢装具、靴型装具等	相
	姿勢保持装置 ※		3	体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、安定した座位、立位、臥位等の保持を可能にするもの	相
肢体・音声言語	重度障害者用意思伝達装置 ※	152,700～480,600 円	5	両上下肢および音声言語機能障がいがあり、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者	医

給付限度額は本体価格のみ（付属品等の加算分は記載していません）

※印は借受け対象種目

★手続きについて

- ①必要に応じて、医師の意見書の提出や、小浜病院で行われている「身体障害者更生相談」を受け、各自に合った補装具を判定してもらいます。
 更生相談は事前予約制です。市の担当者が申し込みますので、あらかじめお問い合わせください。
なお、18歳未満の児童は、医師の意見書により判定するため、更生相談は不要です。

- ②原則として費用の1割が自己負担となります。

その他にも対象となる種目、要件等ありますので、まずはお気軽にご相談ください。

主な日常生活用具一覧表

区分	種 目	対 象 者		給付限度額	耐用年数	備考
		障害者手帳・障害種別等	障害等級等			
介護・訓練支援用具	特殊寝台	身体障害者手帳 (下肢または体幹)	2級以上の方	169,400円	8年	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
		難病患者※	寝たきりの状態にある方			
	特殊マット	身体障害者手帳 (下肢または体幹)	1級(常時介護を要する方) 2級(3歳以上で18歳未満の方)	21,560円	5年	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの (褥瘡防止マットとの併給不可)
		療育手帳	A1			
		難病患者※	3歳以上で寝たきりの状態にある方			
	褥瘡防止マット	身体障害者手帳 (下肢または体幹)	1級(常時介護を要する方) 2級(3歳以上で18歳未満の方)	90,000円	5年	褥瘡の防止のためのもので、エアー・マットおよび送風装置からなるもの(水等によって減圧による体圧分散効果を持つウォーターマット等を含む) (特殊マットとの併給不可)
		難病患者※	3歳以上で寝たきりの状態にある方			
	入浴担架	身体障害者手帳 (下肢または体幹)	3歳以上で2級以上の方 (入浴に当たって、家族等他人の介護を要する方に限る。)	82,400円	5年	障がい者を担架に乗せたまま、リフト装置により入浴させるもの
	体位変換器	身体障害者手帳 (下肢または体幹)	小学生以上で2級以上の方 (下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする方)	16,500円	5年	介護者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
		難病患者※	小学生以上で寝たきりの状態にある方(下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする方)			
	移動用リフト	身体障害者手帳 (下肢または体幹)	3歳以上で2級以上の方	159,000円	4年	介護者が重度身体障がい者等を移動させるにあたって容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)
		難病患者※	3歳以上で下肢または体幹機能に障がいのある方			
自立生活支援用具	入浴補助用具	身体障害者手帳 (下肢または体幹)	3歳以上で入浴に介助を必要とする方	99,000円	8年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
		難病患者※				
	頭部保護帽	身体障害者手帳 (平衡機能または下肢もしくは体幹)	歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある方	ア 15,200円 イ 36,750円	3年	転倒等の衝撃から頭部を保護できるもの ア スポンジ、革を主材料に制作されたもの イ スポンジ、革、プラスチックを主材料に制作されたもの
		療育手帳	A1 (頭部を強打する危険性のある方)			
		精神障害者保健福祉手帳	2級以上の方 (頭部を強打する危険性のある方)			
	T字状・棒状つえ	身体障害者手帳 (平衡機能または下肢もしくは体幹)	3歳以上で3級以上の方	4,460円	3年	木材、軽金属製で十分な強度を有するもの
	移動・移乗支援用具	身体障害者手帳 (平衡機能または下肢もしくは体幹)	3歳以上の方 (家庭内の移動等において介助を必要とする方)	66,000円	8年	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障がい者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立上り動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く
		難病患者※	3歳以上の方 (下肢が不自由で、家庭内の移動等において介助を必要とする方)			

区分	種 目	対 象 者		給付限度額	耐用年数	備 考	
		障害者手帳・障害種別等	障害等級等				
在宅療養等支援用具	透析液加温器	身体障害者手帳（腎臓機能障がい）	3歳以上で3級以上の方（自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う方）	51,500円	5年	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	
	電気式たん吸引器	身体障害者手帳（呼吸器機能障がい）	小学生以上で3級以上または同程度の身体障がい者であって必要と認められる方	62,040円	5年	障がい者等が容易に使用し得るもの（呼吸機能障がい以外の方は、医師意見書が必要）	
		難病患者※	小学生以上で呼吸器機能に障がいのある方				
	視覚障がい者用体温計（音声式）	身体障害者手帳（視覚障がい）	小学生以上で2級以上の方	9,000円	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	
	視覚障がい者用体重計（音声式）	身体障害者手帳（視覚障がい）	18歳以上で2級以上の方	18,000円	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	
	視覚障がい者用血圧計（音声式）	身体障害者手帳（視覚障がい）	18歳以上で2級以上の方	15,000円	5年	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	身体障害者手帳（呼吸器機能障がいまたは心臓機能障がい）	人工呼吸器の装着が必要な方	173,250円	5年	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者等が容易に使用し得るもの	
		難病患者※					
	非常用電源	身体障害者手帳	透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）または人工呼吸器の日常的に生命・身体機能の維持に必要な電気式の用具を使用しており、必要と認められる方	正弦波インバーター発電機	100,000円	10年	ガスボンベで作動し、障がい者等または介護者が容易に使用し得るもの
				ポータブル電源	100,000円	6年	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、障がい者等または介護者が容易に使用し得るもの
難病患者※		DC/ACインバーター（カーインバーター）		100,000円	6年	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に変換する装置で、障がい者等または介護者が容易に使用し得るもの	
		人工呼吸器用外部バッテリー		100,000円	6年	人工呼吸器専用バッテリーで、障がい者等または介護者が容易に使用し得るもの（※医療保険制度の対象とならない場合に限る）	
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	身体障害者手帳（視覚障がい）	小学生以上で2級以上の方	録音再生機	85,000円	6年	①音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式による録音ならびに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの
				再生専用機	35,000円		
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	身体障害者手帳（視覚障がい）	小学生以上で2級以上の方	99,800円	6年	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	

区分	種 目	対 象 者		給付限度額		耐用 年数	備 考
		障害者手帳・障害種別等	障害等級等				
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用 拡大読書器	身体障害者手帳 (視覚障がい)	小学生以上で、本装置により 文字等を読むことが可能にな る方	198,000円		8年	画像入力装置を読みたいもの（印刷物 等）の上に置くことで、簡単に拡大さ れた画像（文字等）をモニターに映し 出せるもの
	人工喉頭	-	喉頭を摘出している方	笛式	8,100円	4年	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビ ニール等の管を通じて音源を口腔内に 導き構音化するもの
				電動式	70,100円	5年	電動式 顎下部等にあてた電動版を駆動させ、 経皮的に音源を口腔内に導き構音化す るもの
			喉頭を摘出している方で、常 時埋め込み型の人工咽頭を使用 する方	埋込型 人工鼻 (消耗 部品) 月額	23,760円	-	声帯の代わりとなり、発声が可能とな る機器であり、障がい者が容易に使用 し得るもの
	人工内耳用電池	身体障害者手帳 (聴覚障がい)	人工内耳を装着している方	充電器	26,000円	5年	人工内耳機器に対応し得る充電器およ び電池 (充電式・使い捨て・空気亜鉛等)
				充電式 年額	15,000円	1年	
				上記 以外 月額	2,500円	-	
排泄 管理 用具	ストマ用装具	身体障害者手帳 (ぼうこうまたは直腸機能 障がい)	蓄便袋	月額	9,460円	-	介護者等が容易に使用できるもの
			蓄尿袋	月額	12,430円	-	
	紙おむつ	身体障害者手帳 ※	3歳以上でストマの著しい変 形等によりストマ装具の使用 が困難な方	月額	12,000円	-	介護者等が容易に使用できるもの
			3歳以上で先天性疾患に起因 する神経障がいによる、高度の 排尿および排便機能障がいの 方				
			3歳以上で脳原性運動機能障 がい等で排尿および排便の意 思表示が困難な方				

※印のあるものは、医師の意見書が必要になります。
(※印がないものでも、医師の意見書が必要な場合があります。)

●その他にも対象となる種目・要件等ありますので、

まずはお気軽にご相談ください。

小児慢性特定疾病児童日常生活用具一覧表

種 目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりを取り付けることができる。）	4,900円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止または失禁等による汚染もしくは損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560円	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	99,000円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	73,700円	5年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500円	5年
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440円	6年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 （在宅以外（入院中または施設入所）の者についても対象）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380円	3年

種 目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	62,040円	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000円	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	41,580円 (年額)	－
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	39,600円	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等または介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250 円	5年
ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中または施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	113,520円 (年額)	－
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者 (在宅以外(入院中または施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	149,160円 (年額)	－
人工鼻	人工呼吸器の装着または気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	128,700 円 (年額)	－

★手続きについて

申請には、小児慢性特定疾病医療受給者証と医師意見書が必要です。
自己負担額は扶養義務者の収入の状況に応じて異なります。
まずはお気軽にご相談ください。

7. 障がい福祉サービス

◎障がい福祉サービス

障がいのある方・難病の方を対象に、ヘルパーが自宅に訪問して受けるサービスや病院への付き添い・送迎など、さまざまなものがあります。詳しいサービスの種類・対象等は P24～26、サービス提供事業所は P27～31をご覧ください。

◎指定難病の方について（障害手帳を所持されていない方）

障害者総合支援法の対象疾病（P32～34）に該当する難病の方について、障害者手帳の有無にかかわらず、必要と認められるサービスを受けることができます。ご利用の手続きの際には、対象疾病にかかっていることが分かる証明書（診断書・指定難病受給者証など）が必要になります。詳しくは小浜市役所地域福祉課障がい者支援室窓口でお問い合わせください。

◎高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費

同じ世帯に障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合や、ひとりで複数のサービスを利用する場合など、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に手続きを行うと、超過分の金額が「高額障害福祉サービス等給付費」「高額障害児入所給付費」として払い戻しされます。

詳しくは小浜市役所地域福祉課障がい者支援室（64－6012）までお問い合わせください。

8. その他の助成・支援

◎住宅改造助成

肢体不自由者または視覚障がいの1・2級で在宅の障がい者の方が既存の住宅を使いやすく改造する場合に、対象経費の8割を助成します。

対象となる改造…トイレ・スロープ・手すりの取付け・段差解消等で、助成額の上限が下肢・体幹機能障がい等の方は60万円、視覚障がい等の方は80万円です。新築、増築は認められません。

他の補助事業との併用はできません。(助成は1回限りです。)

介護保険事業・日常生活用具給付事業等が優先されます。

必ず改造前に申請してください。改造後に申請しても助成はされません。

◎手話・要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚・言語の障がいをお持ちの方を対象に、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者・要約筆記奉仕員を派遣します。交通費等は自己負担となります。派遣内容に制限等ありますので、事前にご相談ください。

◎生活福祉資金の貸付

生業を営むため、就職するため等に資金が必要な場合、社会福祉協議会が低利で資金の貸付を行います。

民生委員、社会福祉協議会(56-5800)までご相談ください。

◎新マル優制度

手帳の所持者は、金融機関などで貯金の利子等が非課税になる場合があります。詳しくは金融機関各社でご相談ください。

◎施設の使用料・利用料金の割引

各種障害者手帳をお持ちの方に対して、公共施設や民間の施設などで、使用料・利用料金の割引が適用される場合があります。各施設によって割引内容が異なりますので、詳細につきましては各施設にお問い合わせください。

◎医療保険について（後期高齢者医療制度）

65～74歳で一定の障がいのある人は後期高齢者医療保険に移行することが可能です。
（選択制で認定の日から資格取得）

一定の障がいのある人とは

- （１）国民年金証書（障害年金１・２級）を受けている人
- （２）身体障害者手帳（１～３級、４級の一部）をお持ちの人
〈身体障害者手帳の４級の一部とは〉
 - ・ 下肢障害４級１号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - ・ 下肢障害４級３号（一下肢を下腿の２分の１以上欠くもの）
 - ・ 下肢障害４級４号（一下肢の機能の著しい障がい）
 - ・ 音声、言語機能障害
- （３）精神障害者保健福祉手帳（１・２級）をお持ちの人
- （４）療育手帳（Ａ１・Ａ２）をお持ちの人

詳しくは小浜市役所市民課（６４－６０１８）までお問い合わせください。

◎ヘルプマーク

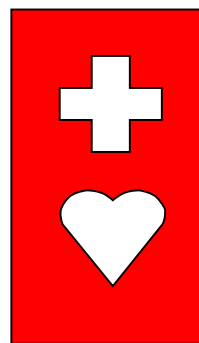
義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、
妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方が対象です。

※障害者手帳の有無は問いません。

援助や配慮を必要とする方すべてを対象としています。

〈申請・お問い合わせ窓口〉

若狭健康福祉センターまたは小浜市役所地域福祉課障がい者支援室



9. 相談窓口・関係者連絡先

◎市が委託している相談窓口（相談支援事業）

福祉サービスや社会資源の利用に関することなど障がい者が自立した社会生活を営むための相談に応じます。

相談支援事業所名	設置主体	所在地・連絡先
若狭つくし会相談支援事業所	社会福祉法人 若狭つくし会	小浜市水取4丁目 4-5 ☎0770-53-1286
相談支援センター若狭ねっと	NPO法人 福祉ネットこうえん会	若狭町井ノ口 26-5-19 205号 ☎0770-62-0025

◎関係団体

小浜市身体障がい者福祉連合会

会長 中 幸俊 小浜市住吉 50-10 ☎ 52-5585

小浜市肢体障害者協会

会長 中 幸俊 小浜市住吉 50-10 ☎ 52-5585

小浜市肢体不自由児協会

会長 森田 正富 小浜市小松原 1-78 ☎ 52-2248

小浜市視覚障害者福祉協会

会長 中野 健士 小浜市中井 9-35-6 ☎ 58-0809

小浜市聴力言語障害者福祉協会

会長 長谷川 竜也 小浜市栗田 31-27 ☎ 56-1326

これらの団体は、個別に、または団体連合会として、障がい者の自立や社会参加を促進していくために、各種の研修会や体育祭などを開催しています。加入については、それぞれの電話・FAX番号へお問い合わせください。

◎小浜市身体・知的障がい者相談員

〈身体障がい者相談員〉

西川 佳宏	小浜市羽賀 79-23	☎ 53-3638
辻 祐男	小浜市多田 2-19-7	☎ 56-3537
中 幸俊	小浜市小浜住吉 50-10	☎ 52-5585

〈知的障がい者相談員〉

清水 知子	小浜市小浜浅間 67	☎ 090-7086-7910
青野 千鶴子	小浜市生守 12-1-2	☎ 56-1720

身体・知的障がい者相談員は、市からの委嘱を受け、障がいのある人や家族などからのさまざまな相談に応じ、更生のために必要な指導や助言を行います。相談は無料で、相談の内容など秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

◎ボランティアサークル

小浜市を中心に地道に活動されているサークルの紹介です。
身近なところにボランティアの輪がひろがっています。

点字サークルむつみ会	*点訳本の作成、視力障害者の介助	
代 表	滝口 有里子	小浜市上竹原 ☎52-3615
買い物ボランティア	*「第三やすらぎの郷」入所者の買物、社会見学等の介助	
代 表	塚本 信枝	小浜市大谷 ☎57-1527
病院ボランティア	*「小浜病院」にて図書の貸出し、慰安演芸会の開催	
代 表	内藤 福子	小浜市須縄 ☎58-0412
手話サークルもみじの会	*聴力言語障害者の介助、手話通訳	
代 表	長谷川 竜也	小浜市栗田 ☎56-1326
手話サークル八百姫	*手話通訳	
代 表	鈴木 文江	小浜市後瀬町 ☎090-4327-1862
要約筆記サークルハンドリリーフ	*講演会などにおいての、要約筆記ボランティア	
代 表	田井 千夏	小浜市福谷 ☎52-3183

詳しくは、小浜市社会福祉協議会にお尋ねください。（小浜市遠敷84-3-4 ☎56-5800）

◎各種申請 必要なもの一覧

「○」：必須

「△」：詳細は備考欄を参照

「通帳」用途 ※1：振込口座確認用 ※2：年金受給額確認用（受給者名義）

※3 資格確認書またはマイナ保険証（マイナ保険証の場合は4桁の暗証番号が必要）

必要なもの 申請の種類	マイ ナ ン バ ー	障 害 者 手 帳	加 入 医 療 保 険 の 証 明 書	顔 写 真 (4×3)	診 断 書 (意見書)	通 帳	年 金 証 書	所 得 課 税 証 明 書 (転入者)	そ の 他	備 考
身体障害者手帳	○	△		○	○					写真付き身分証明書等 (身元確認ができるもの)
療育手帳		△		○	△				相談記録票	診断書は新規申請で必要になる場合あり
精神障害者保健福祉手帳	○	△		△	△		△			診断書または障害年金受給者は年金証書の写し
医療費助成受給者証	○	○	※3			※1		○	自立支援医療受給者証 (精神手帳をお持ちの方)	
医療費助成申請(県外受診)									受給者証・領収書	
更生医療	○	○	※3		○	※2	△	○		年金受給者の人のみ
育成医療	○		※3		○	※2	△	○		年金受給者の人のみ
自立支援医療 (精神通院)	○		※3		△	※2	△			診断書：受給者証2年目の人 年金証書：年金受給者の人のみ
有料道路割引(ETC)		○							車検証・ETCカード 車載器番号のわかる書類 運転免許証	ETCカード：手帳をお持ちの方の名義のもの 運転免許証：本人が運転される場合のみ
有料道路割引(一般)		○							車検証	
NHK受信料免除		○						○		
福祉タクシーチケット		○								
リフトタクシーチケット		○								
補装具	○	○			△			○	見積書	△：装具によっては更生相談への参加が必要 △：装具によっては必要になる場合あり
日常生活用具		○			△			○	見積書	△：用具によっては必要になる場合あり
障がい福祉サービス	○	○				※2	△	○		年金受給者の人のみ
障がい児サービス	○	△			△			○		障がい者手帳をお持ちでない場合は 発達に支援が必要であることが確認 できる書類(診断書など)が必要な場合あり
地域生活支援事業	○	○				※2	△	○		年金受給者の人のみ
心身扶養共済		○				※1		○		
特別児童扶養手当	○	△			○	※1		○	戸籍謄本	障がい者手帳をお持ちの人のみ
特別障害者手当	○	△			○	※1		○		障がい者手帳をお持ちの人のみ
障害児福祉手当	○	△			○	※1		○		障がい者手帳をお持ちの人のみ
重度心身障害児(者)福祉手当	○	○				※1		○		

計画相談支援・障害児相談支援

対象者：障害福祉サービス、障害児通所支援を利用される方
(介護保険でケアマネジメントを受けている方を除く)

サービス種類	事業概要
計画相談支援	相談支援専門員が、障害福祉サービスの利用者の心身の状況や環境、サービス利用に関する意向を聞き取り、円滑なサービス利用のために計画を作成します。
障害児相談支援	相談支援専門員が、児童福祉サービスの利用者の心身の状況や環境、サービス利用に関する意向を聞き取り、円滑なサービス利用のために計画を作成します。

地域相談支援

対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持されている方
※上記手帳を所持されていない方でもサービスを利用できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

サービス種類	事業概要
地域移行支援	病院や施設入所をしている18歳以上の方(地域生活移行のための支援が必要と認められる方)に、相談支援専門員が相談による不安解消や住宅の確保、関係機関との調整、その他必要な支援を実施します。
地域定着支援	居宅において単身で生活をしている方に、相談支援専門員が常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を実施します。

障害福祉サービス一覧【訓練等給付】

対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持されている方
※上記手帳を所持されていない方で指定難病の方、自立支援医療(精神通院)を使われている方など
詳しくはお問い合わせください。

サービス種類	事業概要	対象者
自立訓練 (機能訓練、生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 機能訓練と生活訓練があります。	区分不要
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	区分不要
就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。	区分不要
就労選択支援	障がい者が、自分に合った働き方や就労先を選択できるように支援を行います。	区分不要
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者の就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るため、事業所や家族との必要な連絡調整や指導・助言等を行います。	区分不要
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	区分不要
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の援助を行います。	国の支援区分に準じる (区分なしでも利用可)

障害福祉サービス一覧【介護給付】

対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持されている方、
上記手帳を所持されていない方で指定難病の方、自立支援医療(精神通院)を使われている方など
※65歳以上は介護保険が優先されます。ただし介護保険への移行により、それまで利用していたサービス量が満たされない場合や、介護保険サービスの提供事業所に空きがない等の理由により、真に必要と認められる場合は利用が可能です。詳しくはお問い合わせください。

サービス種類	事業概要	対象者
居宅介護 (身体介護、家事援助、通院等介助)	ヘルパーがお伺いし、自宅において、入浴、排せつ、食事などの手助けや掃除、洗濯などを行います。また、通院のときに付き添いもします。	区分1以上 通院等介助(身体介護等)については区分2以上のほか、調査項目の条件を満たしている方
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4以上 調査項目において行動関連項目の支援条件を満たしている方
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。	区分不要 視覚障がい者
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。	区分3以上 知的障がい者 精神障がい者
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	区分6 (難病) ・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS (筋萎縮性側索硬化症)
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分1以上 (児童は区分不要)
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。	区分5以上
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供します。	区分3以上 (50歳以上は区分2以上) 施設入所者は、区分4以上 (50歳以上は区分3以上)
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)

※介護給付サービスの利用については障害支援区分が必要となります。また、障害支援区分の認定には日数を要しますので、ご希望の方は早めのご相談をお願いします。障害支援区分の認定方法やサービス利用のお手続きについては、お気軽に窓口へお問い合わせください。

障害児通所支援一覧

対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している児童
 上記手帳を所持しなくても、療育の観点で支援が必要と認められた児童も利用が可能です。
 詳しくはお問い合わせください。

サービス種類	事業概要
児童発達支援	療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要性があると認められる未就学の児童に、日常生活の基本的な動作、集団生活の適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設にて生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。就学児であり、支援が必要と認められた児童が対象です。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園などに通う、療育の観点から支援が必要と認められた児童に対し、当該施設を訪問し、集団への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。

地域生活支援事業

対象者：身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持されている方
 上記手帳を所持されていない方で指定難病の方、自立支援医療(精神通院)を使われている方など
 詳しくはお問い合わせください。

サービス種類	事業概要	対象者
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出(通学、通勤、営業活動等の経済活動等の通年にわたる外出および社会通念上適当でない外出を除く。)について、個別の移動支援を行います。	総合支援法第4条に規定する障がい者および障がい児
地域活動支援センター	創作的活動または生産的活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。	総合支援法第4条に規定する障がい者および障がい児
訪問入浴サービス	移動入浴車により対象者の家庭等を訪問し、入浴、清拭および洗髪等の介助を行います。	在宅の身体障害者手帳1級または2級の所持者で、自力および家族の介助のみでは入浴することができない方
日中一時支援	日中、事業所等において障がい者および障がい児に活動の場を提供し、見守りおよび社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行います。	総合支援法第4条に規定する障がい者および障がい児で日中監護者がいない方

障がい(児)福祉サービス 事業所一覧

◎ 相 談 支 援 事 業 所 (障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用する際、サービスの利用計画を作成し自立した生活を支え、ケアマネジメントによりきめ細やかに支援します。)

事業所	郵便番号	事業所住所	電話番号
小 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 指 定 相 談 支 援 事 業 所	917-0241	小浜市 遠敷 84-3-4	0770-56-5802
若 狭 つ く し 会 相 談 支 援 事 業 所	917-0093	小浜市 水取 4 丁目 4-5	0770-53-1286
ホットラインサポートセンターつみき	917-0074	小浜市 後瀬町 13-1-11	0770-52-0836
C o k o U t a (こ こ う た) 相 談 支 援 事 業 所	917-0074	小浜市 後瀬町 1-5	0770-64-5154
相 談 支 援 事 業 所 ク ロ リ	917-0006	小浜市 小松原 1-24-2 小松原 H 貸家	090-9636-2638
特定相談支援事業所 らふみー	917-0072	小浜市 千種 1-8-24	090-6357-6422
NPO 法人 ねこやなぎ倶楽部 相 談 支 援 セ ン タ ー ・ 膳	919-1524	若狭町 脇袋 18-30	0770-62-2157
相談支援センター 若狭ねっと	919-1542	若狭町 井ノ口 26-5-19 205号	0770-62-0025
つぐみ福祉会 小浜事業所	917-0045	小浜市 加斗 56-6-1	0770-53-2911
支 援 セ ン タ ー ぐ る ぐ る	919-2111	おおい町 本郷 150-2-13	0770-59-1167

◎ 生 活 介 護 (常に介護を必要とする人に、昼間入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。)

名 称	郵便番号	事業所住所	電話番号	定員	主な対象者			
					身体	知的	精神	児童
つぐみ福祉会 小浜事業所 介護型	917-0045	小浜市 加斗 56-61-1	0770-53-2911	20	●	●	—	—
や す ら ぎ の 郷	917-0352	小浜市 深谷 10-1-1	0770-58-0880	50	●	●	●	—
第 二 や す ら ぎ の 郷	917-0352	小浜市 深谷 10-1-4	0770-58-0408	40	●	●	●	—
第 三 や す ら ぎ の 郷	917-0352	小浜市 深谷 10-13-2	0770-58-0221	40	●	●	●	—
つ く し の 家	917-0093	小浜市 水取 4 丁目 4-5	0770-53-1286	15	●	●	●	—
つぐみ福祉会 若 狭 事 業 所	919-1521	若狭町 下タ中 11-27-1	0770-62-2550	8	●	●	—	—
五 湖 の 郷	919-1462	若狭町 田井 24-2	0770-46-1212	20	●	●	●	—
おおいワークセンター	919-2111	おおい町 本郷 149 字東瀬崎 12-4	0770-77-2231	6	●	●	●	—
お ひ さ ま ぷ ら す	919-2372	高浜町緑ヶ丘 1-1-1	0770-72-5053	20	●	●	●	—

◎居宅介護等(訪問系サービス)(自宅で入浴、排泄、食事等の介護を行う。)

名 称	事業所住所 電 話 番 号	主な対象者				居宅介護型(訪問系サービス)					
		身体	知的	精神	児童	身体 介護	家事 援助	通院 介助	土・日 対応	重度 訪問介護	同行 援護
ホームヘルプステーション トウモロー	〒917-0075 小浜市南川町 2-3 0770-64-5218	●	●	●	●	●	●	●	—	—	—
ホットラインサポートセンター つ み き	〒917-0074 小浜市後瀬町 13-1-11 0770-52-0836	●	●	—	—	●	●	●	—	—	●
小 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会 指 定 居 宅 介 護 事 業 所	〒917-0241 小浜市遠敷 84-3-4 0770-56-5800	●	●	●	●	●	●	●	※	—	—
ニチイケアセンター小浜	〒917-0075 小浜市南川町 11-35 0770-53-2623	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—
県 民 せ い き ょ う ホームヘルプサービス(若狭)	〒917-0241 小浜市遠敷9丁目501 0770-56-4200	●	●	●	●	●	●	●	※	●	—
訪 問 介 護 ス テ ー シ ョ ン お あ し す	〒917-0096 小浜市雲浜1丁目 8-8 0770-53-5500	●	●	●	●	●	●	●	●	—	—
ふ ら む は あ と ヘルパーステーション	〒917-0241 小浜市遠敷 7 丁目301 0770-56-1011	●	●	●	●	●	●	●	※	●	—
ケア・サポート あゆみ	〒917-0078 小浜市大手町 8-33 0770-53-5070	●	●	●	※	●	●	●	※	—	—
ヘルパーステーション ぐるぐる	〒917-2111 おおい町本郷 150-2-13 0770-59-1167	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
特定非営利活動法人活動法人 し あ わ せ 会 ゆ う	〒917-0037 小浜市相生 10-15 0770-58-0151	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—

※要相談

◎施 設 入 所 ・ 短 期 入 所(ショートステイ).

(自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。)

名 称	郵便番号	事業所住所	電話番号	定 員		主な対象者			
				施設 入所	短期 入所	身体	知的	精神	児童
や す ら ぎ の 郷	917-0352	小浜市 深谷 10-1-1	0770-58-0880	40	2	—	●	●	●
第二やすらぎの郷	917-0352	小浜市 深谷 10-1-4	0770-58-0408	30	2	—	●	—	●
第三やすらぎの郷	917-0352	小浜市 深谷 10-13-2	0770-58-0221	40	空床 併設 2	●	—	—	—
つ ぐ み 福 祉 会 若 狭 事 業 所	919-1521	若狭町 下タ中 11-27-1	0770-62-2550	—	3	—	●	—	●
ケアホーム五湖の郷	919-1462	若狭町 田井 24-2	0770-46-1212	—	2	●	●	●	●



◎就労移行支援(一般企業等へ就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。)

名 称	郵便番号	事業所住所	電話番号	定員	主な対象者			
					身体	知的	精神	児童
就労支援事業所 第2つくしの家	917-0075	小浜市 南川町 2-3	0770-64-5218	6	●	●	●	—

◎就労継続支援A型(通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動機会の提供等を行う。)

名 称	郵便番号	事業所住所	電話番号	定員	主な対象者			
					身体	知的	精神	児童
一般社団法人ほのぼの ハーツ嶺南事業所	917-0241	小浜市 遠敷 9-508	0770-56-3672	20	●	●	●	—
特定非営利活動法人 アップ・トゥ・ユウ	917-0243	小浜市 竜前 5-37-1	0770-64-5462	10	●	●	●	—
株 式 会 社 マル	917-0353	小浜市 深野 22-1	0770-64-5227	20	●	●	●	—
つぐみ福祉会 若狭事業所	919-1521	若狭町 下タ中 11-27-1	0770-62-2550	12	—	●	—	—
ラムサール「わかさ」	919-1325	若狭町 岩屋 61-35	0770-45-1311	10	●	●	●	—

◎就労継続支援B型(通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に対し、生産活動機会の提供等を行う。)

名 称	郵便番号	事業所住所	電話番号	定員	主な対象者			
					身体	知的	精神	児童
つ く し の 家	917-0093	小浜市 水取 4 丁目 4-5	0770-53-1286	50	●	●	●	—
就労支援事業所 第2つくしの家	917-0075	小浜市 南川町 2-3	0770-64-5218	14	●	●	●	—
つ み き ハ ウ ス	917-0074	小浜市 後瀬町 13-1-11	0770-53-1190	25	●	●	●	—
株 式 会 社 緑	917-0232	小浜市 東市場 38-17	0770-56-3066	20	●	●	●	—
クリーンねっと若狭	917-0045	小浜市 加斗 37-7-5	0770-64-5030	14	—	●	—	—
特定非営利活動法人 アップ・トゥ・ユウ	917-0243	小浜市 竜前 5-37-1	0770-64-5462	10	●	●	●	—
つぐみ福祉会 若狭事業所	919-1521	若狭町 下タ中 11-27-1	0770-62-2550	20	—	●	—	—
ラムサール「わかさ」	919-1325	若狭町 岩屋 61-35	0770-45-1311	10	●	●	●	—
コミュニティカフェ 「きらやま茶屋」	919-1303	若狭町 三方 39-5-3	0770-45-1661	20	●	●	●	—
若狭ものづくり美学舎きらり	919-1504	若狭町 大鳥羽 27-13-4	0770-64-1788	20	●	●	●	—
おおいワークセンター	919-2111	おおい町 本郷 149 字東瀬崎 12-4	0770-77-2231	25	●	●	●	—
H a n a u t a L a b .	919-2101	おおい町 大島 125-23-2	070-3221-9332	20	●	●	●	—
お ひ さ ま は う す	919-2225	高浜町 宮崎 67-1-1	0770-72-5053	10	●	●	●	—

◎就労選択支援(障がい者が、自分に合った働き方や就労先を選択できるように支援を行う。)

名 称	郵便番号	事業所住所	電話番号	定員	主な対象者			
					身体	知的	精神	児童
就労支援事業所 第2つくしの家	917-0075	小浜市 南川町 2-3	0770-64-5218	10	●	●	●	—
ア ン ド ・ ア ス	917-0243	小浜市 竜前 5-37-1	0770-64-5462	10	●	●	●	—
き ら や ま 茶 屋	919-1316	若狭町 井崎 40-80	0770-45-2837	10	●	●	●	—

◎グループホーム(夜間や休日にも共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排泄、食事の介護等を行う。)

名 称	経営主体	郵便番号	事業所住所	電話番号 (経営主体)	定員	主な対象者		
						身体	知的	精神
つ く し 寮	(福)若 狭 つくし会	917-0092	小浜市 山手2丁目 2-4	0770-53-1286	13	—	●	●
第 2 つ く し 寮		917-0092	小浜市 山手2丁目 2-4	0770-53-1286	4	—	●	●
ホ ー プ	(福)友愛会	917-0352	小浜市 深谷 13-2-1	0770-58-0880	10	●	●	●
グ ル ー プ ホ ー ム ポ ル ト		917-0352	小浜市 深谷 9-11-2	0770-58-0880	10	●	●	●
グ ル ー プ ホ ー ム ケアホーム あおぞら1	(福)つみき ハ ウ ス	917-0074	小浜市 後瀬町 13-1-11	0770-53-1230	10	●	●	●
グ ル ー プ ホ ー ム ケアホームあおぞら2		917-0075	小浜市 南川町 50 番地	0770-53-1190	5	—	●	●
グ ル ー プ ホ ー ム ぐ る ぐ る シェアハウスつしま	合 同 会 社 谷 川 商 店	917-0082	小浜市 小浜津島 85	0770-59-1202	5	●	●	●
グ ル ー プ ホ ー ム ぐ る ぐ る す て つ ぶ	合 同 会 社 谷 川 商 店	917-0241	小浜市 遠敷 76-6-2	0770-50-9003	5	●	●	●
メゾンドひまわり	ねこやなぎ 倶 楽 部	919-1532	若狭町 熊川 22-2-1	0770-62-2157	10	●	●	●
ケアホーム五湖の郷	(福)若狭町社 会福祉協議会	919-1462	若狭町 田井 24-2	0770-46-1212	16	●	●	●
わ か さ 寮	(福)つぐみ福祉会	919-1521	若狭町 下タ中 11-27-1	0770-62-2550	20	—	●	—
お お と ば 寮	(福)つぐみ福祉会	919-1504	若狭町 大鳥羽 16-50	0770-62-2550	7	—	●	—
し い の 実 ハ ウ ス	(福)つぐみ福祉会	917-0374	おおい町 名田庄中 29-10-13	0770-53-2911	7	—	●	—

◎通所支援事業所一覧(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問)

名 称	郵便番号	事業所住所	電話番号	定員		居宅 訪問	保訪問
				児発	放デイ		
小 浜 市 母 と 子 の 家 児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー (C o k o U t a)	917-0074	小浜市 後瀬町 1-5	0770-53-2603	12	15	●	●
L & M ら ふ み ー	917-0072	小浜市 千種 1-8-24	0770-52-0800	10	15	—	●
若 芽	917-0045	小浜市 加斗 56-61-1	0770-53-2911	—	8	—	—
ク リ ー ン ね っ と 若 狭 す き っ ぱ	919-1541	若狭町 市場 18-11	0770-62-2151	—	6	—	—
ほ っ と ハ ウ ス	919-1311	若狭町 藤井 1-18-2	0770-45-3303	(10)	(10)	—	—
ひ と つ む ぎ 高 浜	919-2201	高浜町 和田 103-1-2	0770-50-7115	10	10	—	●
お ひ さ ま は う す	919-2221	高浜町 事代 6-1-10	0770-72-5053	—	10	—	—
美 浜 町 福 祉 支 援 セ ン タ ー あ い ば る	919-1138	美浜町 河原市 6-6-1	0770-32-2616	(10)	(10)	—	●

()の定員は児童発達支援と放課後等デイサービスとの合計

地域生活支援事業 事業所一覧



移動支援事業

事業所	経営主体	郵便番号	住所	電話番号
ホットラインサポートセンター つみき	(福)つみきハウス	917-0074	小浜市 後瀬町 13-1-11	0770-52-0836
ニチイケアセンター 小浜	(株)ニチイ学館	917-0075	小浜市 南川町 11-35	0770-53-2623
小浜市社会福祉協議会	(福)小浜市社会福祉協議会	917-0241	小浜市 遠敷 84-3-4	0770-56-5800
県民せいきょうホームヘルプサービス	福井県民生活協同組合	917-0241	小浜市 遠敷 9 丁目 501	0770-56-4200
ふらむはあとヘルプステーション	(医)三愛会	917-0241	小浜市 遠敷 7 丁目 301	0770-56-1011
ケアサポート あゆみ	(有)おおきど	917-0078	小浜市 大手町 8-33	0770-53-5070
ヘルプステーションぐるぐる	合同会社 谷川商店	919-2111	おおい町 本郷 150-2-13	0770-59-1167

日中一時支援事業

事業所	経営主体	郵便番号	住所	電話番号
第二やすらぎの郷	(福)友愛会	917-0352	小浜市 深谷 10-1-4	0770-58-0408
第三やすらぎの郷	(福)友愛会	917-0352	小浜市 深谷 10-13-2	0770-58-0221
おおいワークセンター	(福)友愛会	919-2111	おおい町 本郷 149-12-4	0770-77-2231
五湖の郷	(福)若狭町社会福祉協議会	919-1462	若狭町 田井 24-2	0770-46-1212
敦賀市立やまびこ園	(福)敦賀市社会福祉事業団	914-0135	敦賀市 長谷 47-21	0770-21-1133
ほっとハウス	特定非営利活動法人ヤング オールドほのぼの家族いまい	919-1311	若狭町 藤井 1-18-2	0770-45-3303
かみなかコーポ あじさいルーム	特定非営利活動法人 ねこやなぎ倶楽部	919-1542	若狭町 井ノ口 15-24-5	0770-62-2157



地域活動支援センター

事業所	経営主体	郵便番号	住所	電話番号
トゥモロー	(福)若狭つくし会	917-0075	小浜市 南川町 2-3	0770-64-5218



訪問入浴サービス事業

事業所	経営主体	郵便番号	住所	電話番号
小浜市社会福祉協議会	(福)小浜市社会福祉協議会	917-0241	小浜市 遠敷 84-3-4	0770-56-5800

令和8年 4 月現在の障害者総合支援法の対象疾病一覧（3 7 6 疾病）

● 新たに対象となる疾病（7 疾病）

△ 表記が変更された疾病（2 疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（2 9 疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	64	環状20番染色体症候群	127	骨髄線維症○
2	アイザックス症候群	65	関節リウマチ	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
3	I g A腎症	66	完全大血管転位症	129	5 p欠失症候群
4	I g G 4 関連疾患	67	眼皮膚白皮症	130	コフィン・シリス症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	68	偽性副甲状腺機能低下症	131	コフィン・ローリー症候群
6	アジソン病	69	ギャロウェイ・モフト症候群	132	混合性結合組織病
7	アッシャー症候群	70	急性壊死性脳症○	133	鰓耳腎症候群
8	アトピー性脊髄炎	71	急性網膜壊死○	134	再生不良性貧血
9	アペール症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	135	サイトメガロウィルス角膜炎内皮炎○
10	アミロイドーシス	73	急速進行性糸球体腎炎	136	再発性多発軟骨炎
11	アラジール症候群	74	強直性脊椎炎	137	左心低形成症候群
12	アルポート症候群	75	巨細胞性動脈炎	138	サルコイドーシス
13	アレキサンダー病	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	139	三尖弁閉鎖症
14	アンジェルマン症候群	77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	140	三頭酵素欠損症
15	アントレー・ビクスラー症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	141	CFC症候群
16	イソ吉草酸血症	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	142	シェーグレン症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	80	筋萎縮性側索硬化症	143	色素性乾皮症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	筋型糖原病	144	自己貪食空胞性ミオパチー
19	1 p 36欠失症候群	82	筋ジストロフィー	145	自己免疫性肝炎
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クッシング病	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
21	遺伝性ジストニア	84	クリオピリン関連周期熱症候群	147	自己免疫性溶血性貧血
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	148	四肢形成不全○
23	遺伝性腭炎	86	クルーゾン症候群	149	シトステロール血症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	グルコーストランスポーター 1 欠損症	150	シトリン欠損症
25	ウィーバー症候群	88	グルタル酸血症1型	151	紫斑病性腎炎
26	ウィリアムズ症候群	89	グルタル酸血症2型	152	脂肪萎縮症
27	ウィルソン病	90	クロウ・深瀬症候群	153	若年性特発性関節炎
28	ウエスト症候群	91	クローン病	154	若年性肺気腫
29	ウェルナー症候群	92	クロンカイト・カナダ症候群	155	シャルコー・マリー・トゥース病
30	ウォルフラム症候群	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	156	重症筋無力症
31	ウルリッヒ病	94	結節性硬化症	157	修正大血管転位症
32	HTRA1関連脳小血管病	95	結節性多発動脈炎	158	出血性線溶異常症●
33	HTLV－1 関連脊髄症	96	血栓性血小板減少性紫斑病	159	ジュベール症候群関連疾患
34	A T R－X 症候群	97	限局性皮質異形成	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
35	A D H分泌異常症	98	原発性肝外門脈閉塞症●	161	神経細胞移動異常症
36	エーラス・ダンロス症候群	99	原発性局所多汗症○	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
37	エプスタイン症候群	100	原発性硬化性胆管炎	163	神経線維腫症
38	エプスタイン病	101	原発性高脂血症	164	神経有棘赤血球症
39	エマヌエル症候群	102	原発性側索硬化症	165	進行性核上性麻痺
40	MECP2重複症候群	103	原発性胆汁性胆管炎	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
41	LMNB1関連大脳白質脳症●	104	原発性免疫不全症候群	167	進行性骨化性線維異形成症
42	遠位型ミオパチー	105	顕微鏡的大腸炎○	168	進行性多巣性白質脳症
43	円錐角膜○	106	顕微鏡的多発血管炎	169	進行性白質脳症
44	黄色靱帯骨化症	107	高 I g D 症候群	170	進行性ミオクローヌステんかん
45	黄斑ジストロフィー	108	好酸球性消化管疾患	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
46	大田原症候群	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
47	オクシピタル・ホーン症候群	110	好酸球性副鼻腔炎	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症△
48	オスラー病	111	抗糸球体基底膜腎炎	174	スタージ・ウェーバー症候群
49	カーニー複合	112	後縦靱帯骨化症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	113	甲状腺ホルモン不応症	176	スミス・マギニス症候群
51	潰瘍性大腸炎	114	拘束型心筋症	177	スモン○
52	下垂体前葉機能低下症	115	高チロシン血症1型	178	脆弱X症候群
53	家族性地中海熱	116	高チロシン血症2型	179	脆弱 X 症候群関連疾患
54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	117	高チロシン血症3型	180	成人発症スチル病
55	家族性良性慢性天疱瘡	118	後天性赤芽球癆	181	成長ホルモン分泌亢進症
56	カナバン病	119	広範脊柱管狭窄症	182	脊髄空洞症
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	120	膠様滴状角膜ジストロフィー	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
58	歌舞伎症候群	121	抗リン脂質抗体症候群	184	脊髄髄膜瘤
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症●	185	脊髄性筋萎縮症
60	カルニチン回路異常症	123	コケイン症候群	186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
61	加齢黄斑変性○	124	コステロ症候群	187	前眼部形成異常
62	肝型糖原病	125	骨形成不全症	188	全身性エリテマトーデス
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	126	骨髄異形成症候群○	189	全身性強皮症

令和8年 4 月現在の障害者総合支援法の対象疾病一覧（3 7 6 疾病）

- 新たに対象となる疾病（7 疾病）
- △ 表記が変更された疾病（2 疾病）
- 障害者総合支援法独自の対象疾病（2 9 疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
190	先天異常症候群	253	突発性難聴○	315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
191	先天性横隔膜ヘルニア	254	ドラベ症候群	316	閉塞性細気管支炎
192	先天性核上性球麻痺	255	中條・西村症候群	317	β-ケトチオラーゼ欠損症
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	256	那須・ハコラ病	318	ベーチェット病
194	先天性魚鱗癬	257	軟骨無形成症	319	ベスレムミオパチー
195	先天性筋無力症候群	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	320	ヘパリン起因性血小板減少症○
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	259	22q11.2欠失症候群	321	ヘモクロマトーシス○
197	先天性三尖弁狭窄症	260	乳児発症STING 関連血管炎●	322	ペリー病
198	先天性腎性尿崩症	261	乳幼児肝巨大血管腫	323	ペルーシド角膜辺縁変性症○
199	先天性赤血球形成異常性貧血	262	尿素サイクル異常症	324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
200	先天性僧帽弁狭窄症	263	ヌーナン症候群	325	片側巨脳症
201	先天性大脳白質形成不全症	264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
202	先天性肺静脈狭窄症	265	ネフロン癆	327	芳香族L－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
203	先天性風疹症候群○	266	脳クレアチン欠乏症候群	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
204	先天性副腎低形成症	267	脳腱黄色腫症△	329	ホモシスチン尿症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	268	脳内鉄沈着神経変性症	330	ポルフィリン症
206	先天性ミオパチー	269	脳表ヘモジデリン沈着症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群
207	先天性無痛無汗症	270	膿疱性乾癬	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
208	先天性葉酸吸収不全	271	嚢胞性線維症	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
209	前頭側頭葉変性症	272	パーキンソン病	334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	273	バージャー病	335	慢性再発性多発性骨髄炎
211	早期ミオクロニー脳症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	336	慢性脾炎○
212	総動脈幹遺残症	275	肺動脈性肺高血圧症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症
213	総排泄腔遺残	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	338	ミオクロニー欠神てんかん
214	総排泄腔外反症	277	肺胞低換気症候群	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
215	ソトス症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	340	ミトコンドリア病
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血○	279	バッド・キアリ症候群	341	無虹彩症
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	280	ハンチントン病	342	無脾症候群
218	大脳皮質基底核変性症	281	汎発性特発性骨増殖症○	343	無βリポタンパク血症
219	大理石骨病	282	P C D H19関連症候群	344	メーブルシロップ尿症
220	ダウン症候群○	283	P U R A 関連神経発達異常症●	345	メチルグルタコン酸尿症
221	高安動脈炎	284	非ケトーシス型高グリシン血症	346	メチルマロン酸血症
222	多系統萎縮症	285	肥厚性皮膚骨膜症	347	メビウス症候群
223	タナトフォリック骨異形成症	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	348	免疫性血小板減少症△
224	多発血管炎性肉芽腫症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	349	メンケス病
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	288	肥大型心筋症	350	網膜色素変性症
226	多発性軟骨性外骨腫症○	289	左肺動脈右肺動脈起始症	351	もやもや病
227	多発性嚢胞腎	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	352	モワット・ウイルソン症候群
228	多脾症候群	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	353	薬剤性過敏症症候群○
229	タンジール病	292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	354	ヤング・シンプソン症候群
230	単心室症	293	非典型溶血性尿毒症症候群	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴○
231	弾性線維性仮性黄色腫	294	非特異性多発性小腸潰瘍症	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
232	短腸症候群○	295	皮膚筋炎／多発性筋炎	357	4 p欠失症候群
233	胆道閉鎖症	296	びまん性汎細気管支炎○	358	ライソゾーム病
234	遅発性内リンパ水腫	297	肥満低換気症候群○	359	ラスムッセン脳炎○
235	チャージ症候群●	298	表皮水疱症	360	ランゲルハンス細胞組織球症
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	299	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	361	ランドウ・クレフナー症候群
237	中毒性表皮壊死症	300	VATER症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症
238	腸管神経節細胞僅少症	301	ファイファー症候群	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症○
239	TRPV 4 異常症	302	ファロー四徴症	364	両大血管右室起始症
240	TSH分泌亢進症	303	ファンコニ貧血	365	リンパ管腫症/ゴーハム病
241	TNF受容体関連周期性症候群	304	封入体筋炎	366	リンパ脈管筋腫症
242	低ホスファターゼ症	305	フェニルケトン尿症	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
243	天疱瘡	306	フォンタン術後症候群○	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
244	特発性拡張型心筋症	307	複合カルボキシラーゼ欠損症	369	レーベル遺伝性視神経症
245	特発性間質性肺炎	308	副甲状腺機能低下症	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
246	特発性基底核石灰化症	309	副腎白質ジストロフィー	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴○
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	372	レット症候群
248	特発性後天性全身性無汗症	311	ブラウ症候群	373	レノックス・ガストー症候群
249	特発性大腿骨頭壊死症	312	プラダー・ウィリ症候群	374	ロウ症候群●
250	特発性多中心性キャッスルマン病	313	プリオン病	375	ロスムンド・トムソン症候群
251	特発性門脈圧亢進症	314	プロピオン酸血症	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
252	特発性両側性感音難聴				

身体障害者手帳等をお持ちの方に対する 自動車税の減免について

福井県では、身体障害者手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳）をお持ちの方が一定の要件に該当する場合、申請により自動車税を減免しています。

なお、軽自動車税の減免制度については、各市町役場へお問い合わせください。

※「自動車税」…4月1日の所有者に1年分課税

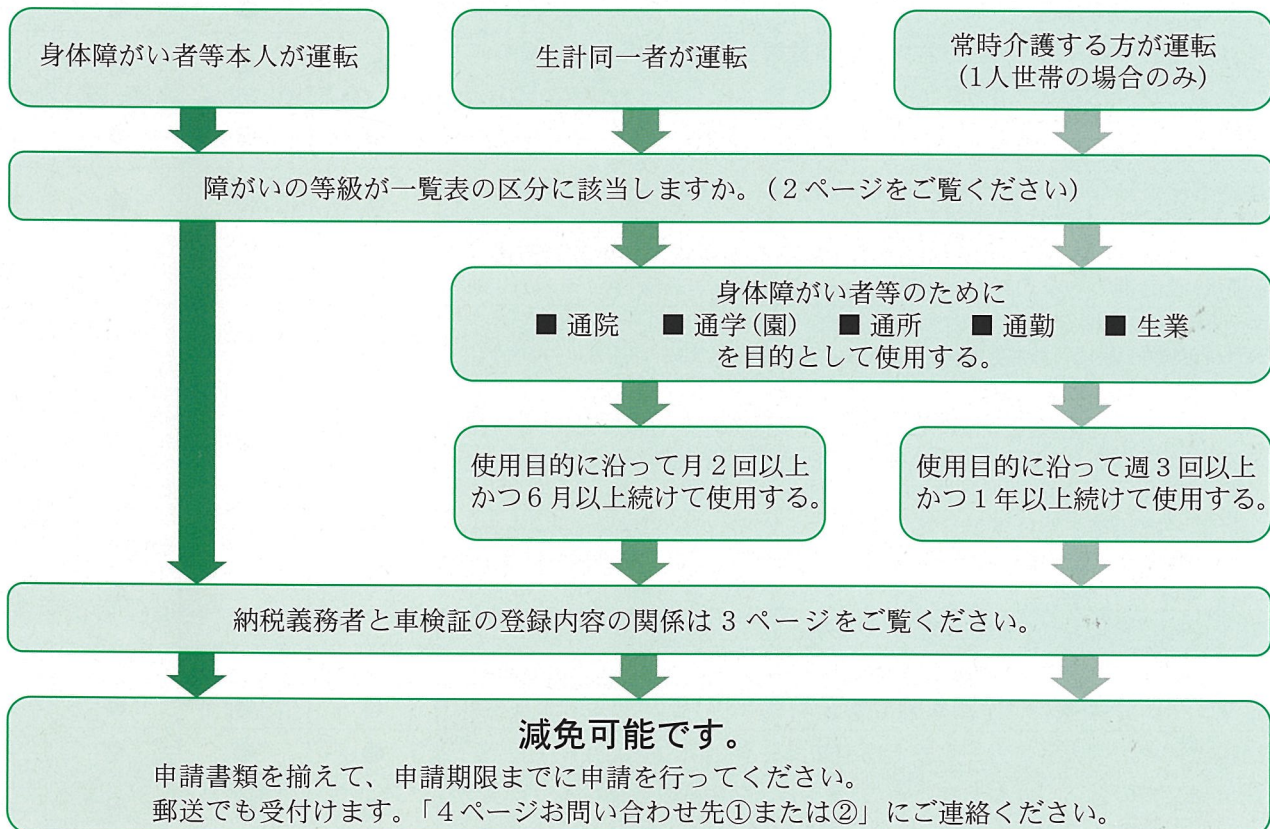
●減免を受けることができる範囲 車検証に「自家用」と記載されていること。

納税義務者が身体障害者手帳等をお持ちの**本人**であること。

ただし、

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で18歳未満の方
 - ・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- で、生計同一者※が運転をされる場合は、生計同一者が納税義務者でも可。

※生計同一者とは、身体障がい者等と日常生活の資を共にしている親族（婚姻未届の配偶者を含む）や、パートナーシップ宣誓書受領証の発行を受けた方などをいいます。



車いす移動車（身体障がい者の方の使用のために構造が変更されている自動車）については、一定の要件を満たす場合に、申請により、自動車税を減免しています。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。福井県税事務所または嶺南振興局税務部にお問い合わせください。（お問い合わせ先は4ページ）

福井県 車いす移動車減免

検 索

● 減免の対象となる身体障がい者等の等級一覧

障がいの区分		本人運転	生計同一者運転 常時介護者運転
身体 障害 者 手帳	視覚障害	1級～4級	
	聴覚障害	2級および3級	
	平衡機能障害、音声・言語、そしゃく機能の障害	3級	
	上肢不自由	1級および2級	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級
	体幹不自由	1級～3級および5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性 脳病による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
		移動機能	1級～3級
	心臓機能障害、じん臓機能障害 呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸の機能障害 小腸機能障害	1級および3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
	肝臓機能障害	1級～3級	
療育手帳		障がいの程度(総合判定)が「A(重度)」	
精神障害者保健福祉手帳		自立支援医療の公費負担を受けている方で、かつ障がい程度が「1級」	
戦傷病者手帳		福井県税事務所または嶺南振興局税務部にお問い合わせください。	

● 申請に必要な書類 ア、オの様式はホームページからダウンロードできます。 福井県 県税申請用紙 検 索

必 要 書 類 等		運 転 者	身体障がい者 等 本 人	生計同一者 身体障がい者等と 同居している場合	身体障がい者等と 別居している場合	常 時 介 護 者
ア	自動車税 減免申請書		●	●	●	●
イ	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳のいずれか(原本を提示できない場合、コピー可)		●	●	●	●
ウ	自動車運転免許証(申請時点で有効期限を過ぎていないもの) (原本を提示できない場合、コピー可。両面とも必要)		●	●	●	●
エ	自動車検査証(申請時点で車検の切れていないもの)(コピー可) ※電子車検証および自動車検査証記録事項の両方が必要		●	●	●	●
オ	通院証明書、通学(通園・通所・通勤)証明書、民生委員による生業証明書、 通院等申出書のいずれか【注3】【注4】※発行3ヵ月以内のもの			●	●	●
カ	住民票謄本(続柄が記載されているもの、かつ個人番号の記載のないもの) ※世帯が別の場合は各世帯全員の住民票および戸籍も必要 ※発行3ヵ月以内のもの			●		●
	〈パートナーシップ宣誓者〉 パートナーシップ宣誓書受領証(コピー)および住民票謄本(個人番号の記載のないもの) ※住民票謄本は発行3ヵ月以内のもの ※世帯が別の場合は各世帯の住民票も必要 ※運転免許証にて身体障がい者等と同一住所であることを確認できる場合は、住民票は不要			●	●	
キ	生計同一証明書または常時介護証明書【注5】※発行3ヵ月以内のもの ※生計同一証明書を添付される場合は以下のいずれかの書類を併せて 添付すること				●	●
	(1)戸籍謄本 ※発行3ヵ月以内のもの					
	(2)パートナーシップ宣誓書受領証(コピー)					
ク	自立支援医療費(精神通院医療)受給者証(精神障がい者の方のみ)(コピー可)		●	●	●	●
ケ	納税義務者の個人番号カードまたは通知カード(原本提示)【注6】		●	●	●	●
コ	還付のための振込口座が分かるもの(すでに当該年度の納税が済んでいる 方で、口座振込で還付金の受け取りを希望する場合。本人名義の口座に限る。)		●	●	●	●

【注1】必要に応じて他の書類を提出していただく場合があります。

【注2】表中のア、オ、キについては福井県税事務所または嶺南振興局税務部に備えてありますのでご利用ください。

【注3】通院証明書については、整骨院および歯科、風邪等の一時的なものは原則認められません。

【注4】民生委員の生業証明書については、自営業の方で、配達等の業務に自動車を使用している場合のみが対象となります。

【注5】キの証明書が必要な場合は市福祉事務所、町役場にイ、ウ、オ、カの書類を提示して申請してください。

なお、健康保険証等で扶養関係が分かる場合には、生計同一証明書は不要です。健康保険証等のコピーを提出してください。

【注6】申請する年度の4月1日以降に取得した自動車に対する自動車税について申請を行う場合は、個人番号の記載およびケの書類は必要ありません。

● 減免を受けている自動車を変更する場合の取扱い

減免を受けられるのは、身体障がい者等 1 人につき 1 台限りです。

既に減免を受けている方が年度の途中で自動車を変更し、新たな自動車で減免申請する場合、前車の処分方法によって取扱いが異なります。

既に減免を受けている車 (前車)	新たな車の 取得方法	前車の 処分方法 【注1】	新たに取得した車の減免の可否		備 考
			普通自動車		
			自動車税		
普通自動車	新車新規 中古車新規	抹消	○		
		名義変更	× (前車で1年分減免を受けているため)		【注2】
	名義変更	抹消または 名義変更	× (新たな車で課税されないため)		【注2】
軽自動車	新車新規 中古車新規 名義変更	抹消または 名義変更	× (前車で1年分減免を受けているため)		【注2】

【注 1】 申請の際に前車の処分方法が確認できる書類が必要となります。

【注 2】 車を登録する際には、減免申請の手続きはできません。

翌年度、自動車税納期限までに、減免申請手続きを行ってください。

● 納税義務者と車検証の登録内容の関係

		本人運転	生計同一者運転・常時介護者運転	
			身体障害者手帳(18歳以上) 戦傷病者手帳	身体障害者手帳(18歳未満)(注) 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
車 検 証	所 有 者	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人または生計同一者 (常時介護者運転に限り身障者等本人)
	使 用 者	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人(原則) または生計同一者・常時介護者	身体障がい者等本人 または生計同一者・常時介護者
納 税 義 務 者		身体障がい者等本人	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人または生計同一者 (常時介護者運転に限り身障者等本人)
所有権留保の場合				
車 検 証	所 有 者	自動車販売業者 信販会社	自動車販売業者 信販会社	自動車販売業者 信販会社
	使 用 者	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人または生計同一者 (常時介護者運転に限り身障者等本人)
納 税 義 務 者		身体障がい者等本人	身体障がい者等本人	身体障がい者等本人または生計同一者 (常時介護者運転に限り身障者等本人)

(注) 身体障害者手帳をお持ちの18歳未満の方が生計同一者運転の減免を受けられた後、18歳に達した場合は、その年度内に生計同一者から本人に自動車の名義変更(車検証)を行った上で、翌年度、自動車税納期限までに、減免申請手続きを行ってください。

● 減免申請の手続等

	区 分	減免対象税目（減免額）	申請期限	申請書の提出先
ア	4月1日以降に 自 動 車 を 新 た に 所 有 し た 場 合 (登録時に減免要件 に該当している方)	● 自動車税 (登録した月の翌月から月割計算した税額分)	登録時【注2】	自動車会議所内 福井県税事務所分室 【注3】
イ	移転(名義変更)等により取得した場合	● 自動車税（翌年度分から）【注1】		
ウ	4月1日以前から引き続き 自動車を所有している場合	● 自動車税（全額）	当該年度の4月1日から 自動車税納期限まで (5月31日が土日の場合は、翌営業日)	福井県税事務所、 嶺南振興局税務部 または 各県税相談室 【注4】
エ	4月2日以降に減免 要件に該当した方	● 自動車税 (申請日の翌月分からの月割計算による 税額分)	当該年度の2月末まで	
オ	上記アまたはウで 申請期限を過ぎてしまった場合			

【注1】 自動車税は毎年4月1日現在の所有者に年額で課税されます。身体障がい者等または生計同一者が、自動車を4月1日以後に移転または変更登録により取得された場合は、その年度分の自動車税は前所有者が納税義務者であるため、自動車税の減免は翌年度分からとなります。

【注2】 登録時に申請できない場合は、全額を納付していただきますが、登録の日から1か月以内に申請があれば、全額減免が可能です。ただし、登録の日から1か月が過ぎた場合、自動車税は申請した翌月分からの減免が可能です。

【注3】 登録の日以降の申請書の提出先は、福井県税事務所、嶺南振興局税務部または各県税相談室となります。

【注4】 申請書の提出は郵送でも受け付けますが、事前に下記「お問い合わせ・減免申請書提出先」の①または②にご連絡の上、提出してください。

● 翌年度の減免について（軽自動車税についてはお住まいの市町にお問い合わせください。）

前年度に自動車税の減免を受けている方で、下記の変更に無の方は、自動車税納税通知書に同封される自動車税減免継続申出書（ハガキ）に必要事項を記入し、福井県税事務所または嶺南振興局税務部に自動車税納期限までに返送してください。

（ハガキを返送していただければ、窓口にお越しいただく必要はありません。）

■ 変更等がある場合

変 更 内 容	手 続 き
1 身体障がい者等の等級に変更がある場合	ハガキによる減免はできません。 再度、新規での申請手続きが必要です。
2 減免対象の自動車を変更する場合	
3 申請者（運転者）の住所、氏名に変更がある場合	
4 生計同一者運転、常時介護者運転の運転者を変更する場合	
5 通院、通学、通所先が変更となる場合	
6 本人運転から生計同一者（常時介護者）運転に、または生計同一者（常時介護者）運転から本人運転に変更する場合	
7 申請期限が過ぎてしまった場合	
8 障がいの区分が対象等級から外れた場合、または身体障がい者等が死亡した場合	減免できません。納税通知書で納付してください。

● お問い合わせ・減免申請書提出先（月～金 8:30～17:15（祝日、12/29～1/3を除く））

事 務 所 名 称	所 在 地	電話番号	管轄地域等
① 福井県税事務所 課税第二課	〒910-8555 福井市松本3丁目16-10	0776-21-8274	嶺北の各市町
② 嶺南振興局 税務部課税課	〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101	0770-56-2223	嶺南の各市町
③ 自動車会議所内 福井県税事務所分室 ※登録と同時に申請する場合に限る。	〒918-8023 福井市西谷1丁目1401（自動車会館内）	0776-35-6940	自動車登録時
④ 各県税相談室	坂井県税相談室	坂井市三国町水居17-45	減免申請書の 受理のみ行い ます。 (減免に関するお問 い合わせは、上記 ①から④にお願 いします。)
	奥越県税相談室	大野市友江11-10	
	丹南県税相談室	越前市上太田町41-5	
	二州県税相談室	敦賀市中央町1丁目7-42	

福井県のホームページもご覧ください。

福井県 自動車税

検 索

「防災カード」って？

いざというときに自分の情報や手助けしてもらいたいことを伝えるカードです。付録を切り取って作成してみましょう。

付録. 「防災カード」を作成しよう

おもてめん
〈表面〉

ぼうさい 防災カード【記入日： ねん がつ にち きにゅうび					
ふりがな なまえ 名前		せい べつ 性別	おとこ 男 おんな 女	けつえきがた 血液型	がた 型
		せいねんがっぴ 生年月日	ねん がつ び 年 月 日		
じゅうしょ 住所	〒 でんわ 電話 ふあつくす FAX				
ほか その他の れんらくさき 連絡先	めいしょう (名称) じゅうしょ (住所) 〒 でんわ 電話 ふあつくす FAX				
しょう びょうき てだす ☆ 障がい・病気・手助けしてもらいたいこと わたし 私は _____ _____ _____ _____ _____					

付録.「防災カード」を作成しよう

うらめん
 <裏面>

ぼうさい 防災カード 【記入日： ねん 年 がつ 月 にち 日 】		
☆かかわりのある人・施設・団体名		
じゅうしょ 住 所	でんわ ふあつくす 電話/FAX	
メールアドレス		
☆かかりつけ病院		
でんわ ふあつくす 電話/FAX		
メールアドレス		
☆いつも飲んでいる薬		
☆持病・アレルギー		
☆障がいの種類・手帳番号		
しんたいしょう しやてちょう (身体障がい者手帳)		
りょういくてちょう (療育手帳)		
せいしんしょう しやほけん ふくしてちょう (精神障がい者保健福祉手帳)		
☆補装具・日常生活用具など		
☆災害時に必要な手助け、理解してほしいことなど		

障がい者(児)福祉のてびき
令和 8 年 9 月発行

障がい者(児)福祉の事でご相談が
ございましたら・・・



小浜市 生活福祉部
地域福祉課

〒917-8585

小浜市大手町 6-3

☎ 0770-64-6012(直通)
0770-53-1016(Fax)

